

国際高麗学会 日本支部通信 (第 29 号)

国際高麗学会日本支部 会長 朴 一
〒543-0024 大阪市天王寺区舟橋町 2-2 OIC センター5F
TEL 06-6763-2684 FAX 06-6763-5080
E-mail isksj@ams.odn.ne.jp HP <http://www.isks.org/>

巻頭言

20 周年を迎える学会／国際高麗学会日本支部編『在日コリアン辞典』刊行へ

朴 一 (日本支部 会長)

今から 20 年前の 1990 年 8 月、大阪国際交流センターで開催された「第 3 回朝鮮学国際学術討論会」に韓国、北朝鮮、日本、米国、欧州など 14 か国から 1000 名を超える学者・研究者が集まり、コリア・スタディを専攻する研究者の国際的な学術交流を目指す国際高麗学会の創設が高らかに宣言された。それから 20 年間、2 年に 1 度のペースで北京、大阪、ハワイ、瀋陽、ロンドン、上海など開催都市を移し、国際学術討論会を実施してきた。また、それぞれの支部でも、学術大会をメインとする活発な研究活動が行われてきた。我が日本支部も、さまざまな人々に支えられ、創立 20 周年を迎えることになった。これまでに学会を中心に担ってこられた諸先生・諸先輩の皆様は心から感謝の気持ちを伝えたいと思う。

日本支部では、学会創立 20 周年を記念して、5 年前から『在日コリアン辞典』の作成・出版に向けた準備を進めてきた。日本が韓国を併合して始まった在日コリアンの歴史もこの 2010 年で 100 年という節目を迎えるわけであるが、在日コリアンの 100 年の歩みを網羅的に記録した辞書類は、今のところ存在していない。もともと日本支部の中心メンバーに在日コリアンの学者・研究者が数多く存在していたこともあり、こうした学会の資源を活用し、学会として何か今後のコリア・スタディの発展に寄与できる仕事はないかと考え、『在日コリアン辞典』の作成を思いついた訳である。

とはいえ、歴史、人物、政治、経済、文化、スポーツ、風俗など多様なジャンルを網羅したある程度まとまりのある辞典を作成するためには、学会のメンバーだけでは無理である。辞典の編集作業をきっかけに、学会メンバーを含め 120 名以上の学者・研究者・ライターの方々に原稿を依頼し、力作を提供していただいた。何よりもこの辞書を刊行する意義を受けとめ、お金にならない私たちの提案に快く応じてくれた執筆者の皆様には感謝したい。とりわけ編集委員会に参加していただいた先生方にはたいへんなご苦勞をおかけした。5 年間にどれくらい編集委員会が開かれただろうか。おそらく小委員会も含めると 50 回くらいにはなるだろう。タイムリミットの今年は、朝早くから集まって、夜遅くまで 800 近い項目原稿のチェック作業を何度も何度も繰り返す日々が続いた。しかし今になって思うと、疲労困憊しながらも、これだけの辞典を学会のメンバーが力を合わせて作り上げることができたことは、日本支部の大きな財産であると思っている。

ただ、これだけの人的資源を動員し、5 年もの歳月をかけて一冊の作品を造り上げたことはなかっただけに、編集委員会の責任者として判断に迷うことや、対応のまずさから編集委員のメンバーや執筆者に迷惑をかけることも多々あった。この場をお借りして、編集作業中に発生したさまざまなトラブル

ルや失礼に対して改めてお詫びさせていただきたい。なお、今年 2010 年 11 月 27 日(土)の午後 1 時から、「国際高麗学会日本支部創設 20 周年『在日コリアン辞典』出版を祝う会」をホテルアウーナ大阪で開催する予定である。当日はノンフィクションライターで活躍中の野村進さんに記念講演をお願いしている。野村さんは、ご承知のようにベストセラー『コリアン世界の旅』(講談社、1996 年)の著者で、今日本で最も注目されているノンフィクションライターの一人である。当日は、『コリアン世界の旅』には書けなかった在日コリアンに関する数多くの逸話を披露していただくつもりである。また野村さんもパネラーに加えたシンポジウム『韓国併合 100 年と在日コリアン』や、20 周年記念パーティーも企画している。多くの会員の参加を期待したい。

[目次]

国際高麗学会日本支部 2010 年度学術大会 開催

○ シンポジウム 『「韓国併合」100 年と日韓・日朝関係』		3
旧条約問題と日本の沈黙: 今後 100 年の課題	戸塚悦郎	4
植民地支配批判としての「null and void(無効)」論	太田修	7
「韓国併合」100 年市民ネットワークの運動から見えてきたもの	巖敏俊	8
○ 自由論題報告		
・言論民主化運動としてのハンギョレ新聞創刊	森類臣	13
・韓国の第 2 次ベトナム戦の派兵に関する研究 — 既存研究の検討を中心に	宋基栄	14
・朝鮮半島をとりまく国際情勢と非核化の現状	李正勲	17
・沖縄返還と朝鮮半島出身者の法的地位問題	小林聡明	18
・韓国在住韓国人における E 型ウイルス感染率に関する疫学的研究 — 在日日本人、コリアン、在中国中国人、コリアンとの比較—	金守良	19
・植民地期、朝鮮人科学者の動向と活動について	任正赫	20
・李垠の外遊— 欧州航路を渡った植民地の王族	李建志	22

研究会 報告

1. 特別講演会		
・絡み合う二つのこと — 40 数年を振り返って	田中宏	23
2. 科学技術研究会		
・極微の世界を探る素粒子物理実験の紹介	李栄篤	25
・集学的癌治療への光癌治療剤の開発	姜舜徹	25
・Ultrafast Electron and Hole Dynamics in Semiconductor Quantum Dots	金賢得	26
・波動関数の数値計算と図示によるトンネル効果に関する研究	任正赫	27
第 3 回理事会及び第 14 回総会 報告		28

[お知らせ]

国際高麗学会日本支部創設 20 周年『在日コリアン辞典』出版を祝う会		28
------------------------------------	--	----

国際高麗学会日本支部 2010 年度学術大会 開催

日 時：2010 年 6 月 13 日(日) 場 所：立命館大学 朱雀キャンパス

プログラム

[午前の部] 9:30～12:00

○自由論題報告

- ・言論民主化運動としてのハンギョレ新聞創刊
森 類臣(立命館大学コリア研究センター)
- ・韓国の第 2 次ベトナム戦の派兵に関する研究－既存研究の検討を中心に
宋基榮(立命館大学大学院国際関係研究科)
- ・朝鮮半島をとりまく国際情勢と非核化の現状
李正勲(学習院大学東洋文化研究所)
- ・沖縄返還と朝鮮半島出身者の法的地位問題
小林聡明(東京大学大学院総合文化研究科)
- ・韓国在住韓国人における E 型ウイルス感染率に関する疫学的研究
－在日日本人、コリアン、在中国中国人、コリアンとの比較－
金守良(神戸朝日病院)
- ・植民地期、朝鮮人科学者の動向と活動について
任正赫(朝鮮大学校理工学部)
- ・李垠の外遊－欧州航路を渡った植民地の王族
李建志(県立広島大学人間文化学部)

○第 3 回理事会 12:00～12:50 ○第 14 回総会 12:50～13:20

[午後の部] 13:30～17:30

○シンポジウム 「韓国併合」100 年と日韓・日朝関係

戸塚悦朗 (国際人権法実務家・立命館大学コリア研究センター特別研究員)

太田 修 (同志社大学グローバル・スタディーズ研究科教授)

巖 徹 俊 (「韓国併合」100 年市民ネットワーク事務局次長、コリア国際学園副校長)

コメンテーター : 滝沢秀樹 (大阪商業大学教授)

司 会 : 文京洙 (立命館大学教授)



シンポジウム「韓国併合」100 年と日韓・日朝関係

旧条約問題と日本の沈黙: 今後 100 年の課題

戸塚悦朗(国際人権法実務家・立命館大学コリア研究センター特別研究員)

発表者の問題意識

2010 年 8 月に、「韓国併合」100 周年を迎える日本は、これまでの歴史認識を転換し、日韓の旧条約が無効だったことを認めることができるだろうか？

その問いに答えるには、まず、①なぜ植民地支配戦争に関する報道の反省と検証がないのか？②旧条約の瑕疵に関する言論の欠如という 100 年間もの「沈黙」は、なぜ続いたのか？という二つの問いに答える必要がある。

具体的には、日韓旧条約の法的効力問題の日本における研究「不在」にも原因がある。



発表の要点

この問題は既に研究し尽されたという見解もあるが、それは誤解である。

1. 日本社会の限界は、旧条約問題への日本社会の対応に現れている。それは、最近の NHK 特集に象徴されているので、このビデオを 5 分間観た。話題は、1905 年「韓国保護条約」の効力問題:①李テジン教授のインタビュー【略式(批准なし)でこのように重要な条約を締結することはできなかったはず】。②海野教授のインタビュー【批准のない「条約」の方が多かったのではないか】。③日韓両政府は、【合法(有効)対不法(無効)】で、争っている。視聴者は、日韓どちらの主張が国際法上正しいのか、分からなくなってしまうだろう。

2. 沈黙と研究の不在

このような判断停止の状態は、100 年間の国際法学者らの沈黙と研究の不在によって、創られてきたものにすぎない。沈黙を強いる日本の雰囲気の説明するために、筆者が出あった旧条約問題の研究の困難さを事例としてあげた。筆者は、1963 年国連 ILC 報告書は、国家代表個人の強制による絶対的無効の事例としていたことを、1992 年に発見したが、日本語論文の発表を差し控えざるを得なかった経験がある。日本には、研究の公表を暴力的に阻止する構造的欠陥がある。国会議員(本岡昭次参議院議員)が国会審議の中で問題を提起をするにも困難が伴った。政府・外務省が抵抗したのである。

これ等を契機にして、日韓研究者間で論争が始まるなど論議が始まり、タブーが破れた。しかし、筆者の「違法論」に賛同した日本人研究者も日本の大勢に同調して学説を変更し、「合法論」を取るようになった。日本の国際法(条約法)学者が旧条約問題をより深く研究することを期待したが、肝心の論

点で沈黙が続いた。結局、戦後 50 周年に当たって、村山首相(当時)は、「韓国併合条約は当時の国際関係等の歴史的事情の中で法的に有効に締結され、実施されたものであると認識をいたしております」と国会で答弁するに止まり、無効論の韓国側との溝が埋まらなかった。

3. それを克服するための対応として何ができるか？筆者は、「韓国併合」市民ネットワークの運動に参加(共同代表の一人)し、もっぱら安重根義軍参謀中将の裁判の不法性と 1905 年「韓国保護条約(?)」の無効性について研究することによって、2010 年の課題に対応しようとしている。筆者の研究は、東北亜歴史財団の支援で行われた。最大の研究成果だが、1905 年当時の日本語の国際法・国際公法に関する専門書 21 点の網羅的研究で、「批准不要説」を支持していたものは全くなかったことが明らかになった。「合法(有効)説」は、ナショナリズムが創りだした神話にすぎなかったのである。

日本では、2009 年政権交代が実現し、2010 年時点の日本は政治変革のさなかで、植民地支配への反省を求める声もたかまりつつあるが、旧条約研究の 100 年間の「不在」は、厚い壁として日韓・日朝の間に立ちはだかっている。

研究の要点は、ブックレット『今、「韓国併合」を問う』で述べたので、これを参照していただきたい。2010 年は重点期間なので、これを広めていただきたい。

今後 100 年の課題の一つとして、過度のナショナリズムへの対応として、日、中、韓・朝の子どもが対等の立場で学ぶことができる教育実践を創り出すことがある。

参考文献等

1. 「韓国併合」100 年市民ネットワーク編『今、「韓国併合」を問う～強制と暴力・植民地支配の原点～』アジェンダプロジェクト刊、2010 年 3 月 26 日。
2. 戸塚悦朗「東北亜歴史財団への研究報告書」。The research project on “Reexamining the Process of Japan’s Annexation of Korea”(2010 年中に出版予定。同財団の研究助成による)。
3. 朝日新聞朝刊「検証昭和報道を終えて—真実をどこまで伝えたか」3. NHK 特集。
4. NHK 放送:2010 年 4 月 18 日(日)午後 9 時～10 時 13 分「NHK スペシャル:日本と朝鮮半島第 1 回韓国併合への道～伊藤博文とアン・ジュングン～」。
5. 国連 ILC1963 年総会宛報告書:UN Document:-A/CN.4/163, Yearbook of the International Law Commission: 1963, vol. II, p. 139. UN Doc.
6. IFOR による国連人権委員会への提出文書:E/CN.4/1993/NGO/36.
7. 毎日新聞(1993 年 2 月 16 日)「従軍慰安婦問題、スイスの人権組織『日韓保護条約は無効』63 年、国連委が報告書」。
8. 本岡昭次参議院議員の国会質問:平成 5 年 3 月 23 日参議院予算委員会会議録第 7 号、8—13 頁。
9. 国際人権研究会編『1905 年「韓国保護条約」は成立していたか』(1993 年)。
10. 海野福「一九〇五年『第二次日韓協約』」駿台史學 91, 1-34, 1994-03-30。同論文 2-8 頁及び 31 頁。(同論文で、海野教授は、1905 年「韓国保護条約」について筆者が唱えた代表の強制を理由とする「絶対的無効」論に、「異論をさし挟む余地はなかりょう」としていた)。
11. 坂元茂樹「日韓保護条約の効力—強制による条約の観点から」関西大学法学論集 44(4・5), p869-932, 1995-01。

12. 海野福寿『韓国併合』岩波新書 1995 年、164-165 頁。(「不当合法論」に学説変更)。
13. 村山富一首相(1995 年当時)の参議院本会議答弁。134 国会 1995 年 10 月 5 日参議院本会議会議録 4 号。
14. 『世界』誌上論争:①坂元茂樹「旧条約問題の落とし穴に陥ってはならない」『世界』1998 年 9 月号 205 頁。②海野福寿「李教授の『韓国併合不成立論』を再検討する」『世界』1999 年 10 月号、261～262 頁。
15. 戸塚悦朗「統監府設置 100 年と乙巳保護条約の不法性:1963 年国連国際法委員会報告書をめぐって」龍谷法学、Vol.39, No.1, pp. 15-42(2006 年)。
16. 李泰鎮著・鳥海豊訳『東大生に語った韓国史:韓国植民地支配の合法性を問う』明石書店、2006 年。特に 159-219 頁。
17. 笹川紀勝著・李泰鎮著、原著『国際共同研究 韓国併合と現代—歴史と国際法からの再検討』明石書店、2008 年。

主な質疑

討論で、コメンテーターの滝沢秀樹大阪商業大学教授から、ブックレットが「大変分かりやすい」との評価を頂いたことは幸であった。

一部若干説明不足だったにもかかわらず、発表のポイント(1905 年当時の日本の国際法学者は、すべて「条約」には批准が必要と書いていること。例外はあったが、それは下記のとおり)を理解して頂けたと感じた。少なくとも、「批准必要説」の研究が欠けていたことは理解されたと思う。これまでの常識(海野福寿教授の「批准不要説」)は覆ったのではないか。

沢山の興味深い質疑があったが、私の発表に関する主な質問と回答は以下のとおりである。

- ①批准の方式は？(批准書の交換が必要だったが、当時の多くの教科書に批准の書式まである。皇帝・天皇・国王の署名捺印が必要)
- ②批准の必要がない「条約」はないのか？(例外は、国王が自ら締結した場合。全権委任状、条約文で批准を省略することが明示されている場合。特約がない場合は批准が必要。そのように 1905 年当時の教科書には書かれているし、今も同様)
- (条約(treaty)には批准が必要。協約 (convention)の場合も条約と同視されていた。そうでない国家間協定など文書で、主権の制限が問題にならないような、重要性が低い国家間合意文書の場合は、批准をしないこともしばしばある。黙示の批准を認める学説もあった。しかし、本件では、韓国高宗皇帝は異議を述べ続けていた)
- ③日韓旧条約の無効を日本が認めた場合、何が起こるか？(日本政府は、旧条約の源泉的無効性を認め、軍事的な強制と暴力による占領による植民地化が行われた事実を認め、被害国に謝罪する必要がある。それ自体を理由として賠償する必要はないが、朝鮮の奴隷状態を背景とした、「慰安婦」問題、「強制労働」問題など重大人権侵害事件での違法性が強くなるから、個別事例についての解決への必要性が高まる。合意によるのではなく、実際は軍事的征服による植民地化だったことを日本が承認すれば、複雑な問題は避けられるであろう)

植民地支配批判としての「null and void(無効)」論

太田 修(同志社大学グローバル・スタディーズ研究科教授)



はじめに

この報告では、1965 年に締結された「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」(以下、基本条約)第二条問題を取り上げ、敗戦・解放後の日本と朝鮮半島との間の歴史認識について検討する。基本条約第二条が日韓国交正常化交渉(以下、日韓会談)の中でどのように議論され作られたのか、近年日韓で公開された新資料をもとに検証し、従来の理解を再検討したい。それが韓国併合条約締結から 100 年目の歴史対話の材料となればよい。

日韓両政府の異なる解釈

基本条約第二条は、1910 年に締結された韓国併合条約およびそれ以前に締結された関係諸協定の無効を確認する条項である。その日本語の最後のくだり「もはや無効であることが確認される。」は、韓国語文では「이미 무효임을 확인한다.」、正文としての英文では「are already null and void.」と表記された。韓国政府はそれを「当初から」無効、日本政府は「大韓民国が独立したとき」に効力を失った、とそれぞれ別々に解釈してきた。そうした解釈の相違は今日においても基本的に変わっていない。

これまで、この解釈の相違を可能にしたのは、第二条に挿入された「もはや(이미, already)」という言葉であるとされてきた。また最近の研究では、この「もはや」は 1965 年の第 7 次会談で日本側が提案し、それを韓国側が受け入れることによって、相互に別々の解釈が可能になったことが明らかにされている。

しかし、新しく公開された外交文書によって、「もはや」を入れる方案が日本側によって第 1 次日韓会談ですでに提起されていたこと、そして、「null and void(無効)」論をめぐる異なる解釈の背景には植民地支配問題があることがわかってきた。

日本側の植民地主義、韓国側の「強制と暴力による源泉無効論」

第 1 次日韓会談の基本関係委員会では、韓国側がまず基本関係条約の草案を提示し、韓国併合条約およびそれ以前の関連諸協定が「無効であることを確認する(are null and void)」という条文を入れることを提案した。この委員会の韓国側代表・兪鎮午によれば、「are null and void」は「法理論を貫くときには実際には複雑な問題が起るので、法理論はさて置き、兎に角無効」とし、『いつから』というようなことも一切伏せて「無効」と表現したものだ。

兪鎮午の発言を言葉通りに理解すれば、韓国側が提示した「無効であることを確認する(are null and void)」という条文自体が、「日本側は日本側として一応の説明がつき、韓国側も別の内容になるかもしれないが、説明がつく」妥協案だった。

これに対して日本側は、韓国併合が「適法の併合」だったと主張して韓国側案に反対したが、「もはや(now)」という言葉を入れるのであれば「無効という字句」が使えるという妥協案を提示した。こうして

1965 年の基本条約第二条の枠組みがすでに第 1 次会談において提示され、ほぼ合意するところとなっていた。

第 1 次会談での討議で浮き彫りになった点は、①植民地支配の責任を問わない日本政府の立場が表明されたこと、②韓国側が、韓国併合条約およびそれ以前の関係諸協定の締結が朝鮮民族の「意思に反して行なわれたもの」であり、「民族の総意に反する併合」だったので、「当時に遡って無効である」と解釈すべきだと主張していたことである。

②について、韓国側が「無効であることを確認する(are null and void)」条文案を提示した背景には以下のような点があった。第一に、韓国併合条約締結前後から「無効」論が主張されてきた歴史的経緯がある。日本が韓国併合条約の締結を強制し植民地化をおし進める過程で、大韓帝国皇帝や知識人、義兵などの抵抗運動があった。また、1919 年に大韓民国臨時政府の代表金奎植がパリ講和会議に提出した「臨時政府・韓国独立承認請願書」で「合併条約の廃棄」が主張され、1941 年には重慶大韓民国臨時政府の「対日政府声明書」では「1910 年の合邦条約および一切の不平等条約の無効」が宣言された。こうした経緯をふまえて 1949 年作成の『対日賠償要求調書』の序文「対日賠償要求の根拠と要綱」では、「1910 年から 1945 年 8 月 15 日までの日本の韓国支配は、韓国国民の自由意思に反する日本の一方的な強制的行為であり、正義、公平、互惠の原則に立脚することなく、暴力と貪欲の支配」だったとされ、第一次会談での「当時に遡って無効」だという主張が導き出された。第一次会談での韓国側の主張は「強制と暴力による源泉無効論」だったと言える。

韓国側が「null and void(無効)」案を提示した第二の背景は、植民地支配の責任を問わない「世界基準」が存在しそれが日韓会談をおおっていたことである。日本側は、イタリア講和条約やサンフランシスコ講和条約に貫かれたこの「世界基準」に依拠して日韓会談を進めた。韓国側は、植民地支配の責任を追及する余地がなかったがゆえに、植民地支配には直接言及せず、しかも韓国民の理解が得られる「null and void(無効)」案を提示したのである。

以上、韓国側の「null and void(無効)」論には日本の植民地支配への抵抗と批判の意思がこめられていたと考えることができる。「null and void(無効)」論は植民地主義批判という側面から再検証されねばならない。

「韓国併合」100 年市民ネットワークの運動から見てきたもの

巖敏俊（「韓国併合」100 年市民ネットワーク事務局次長、コリア国際学園副校長）

設立経緯

- ・2008 年 5 月、京都自由大学と京畿市民社会フォーラムとの定期交流で提案。
- ・京都から関西、関東、九州、北海道へと個人ベースで輪が広がる。
- ・2008 年 10 月、龍谷大学で「韓国併合」100 年市民ネットワーク(略して 100 年ネット)設立総会。約 200 名の発起人で発足。「市民宣言」と「行動提起」を採択(参考資料として末尾に添付)。京都に事務局本部を置くとともに、(後に)東京に関東事務局を設置。



- ・韓国では 2009 年 3 月、京畿市民社会フォーラムのネットワークを中心に、個人と約 50 の地域市民団体の構成で、韓日平和 100 年市民ネットワークを結成。
- ・両 100 年ネットは独自に活動しつつも、相互協力し、共同行動に向けて協議会を設置。

国境を超えた被害者の出会い

- ・設立総会後の「反省と和解の集い」では、元日本軍「慰安婦」の李玉善さん、父親を靖国に強制合祀されている李熙子さん、拉致家族の蓮池透さんによる講演があった。3 人は握手をし、記念写真に収まった。参加者にとってとても感動した瞬間であった。
- ・「集い」の意義について、コーディネーターで共同代表の戸塚悦朗さんは、①「慰安婦」の拉致被害者も、朝鮮による拉致被害者も、同じく国家による重大人権侵害の被害者として認めるべきこと、②国連が初めて人類の構成員という視点を打ち出して「人権」の中身を定めた世界人権宣言にもとづいて、誰が被害者であっても「同胞の精神」で対応する必要があること、このことを会場の参加者で確認することにあると力説した。
- ・加害行為の真相調査、被害者への補償、名誉回復などは被害者個々人の人権救済の視点の確立が先行すべきである。それを「国境」で分けたり、「歴史問題」というふうに抽象化・普遍化したりして結果として棚上げしてはならない。過度に国家やナショナルリストによって政治利用されてもならない。

和解のための最少の条件

- ・①あの 35 年 (または 40 年) はそもそも何だったのか、②その体制の下で起きた夥しい加害・被害行為はすべて明らかにされ、正当な補償を含め、修復できているのか。
- ・100 年ネットではこの 2 つを意識し、安重根シンポ、「併合条約」シンポ、ブックレット発行、被害者証言集会、企業責任シンポ、ジェノサイドシンポなどを展開してきた。
- ・「過去清算訴訟の限界、過去清算のそのものの不在の一番重要な原因は『併合条約』は合法で、効力があったとする日本政府の考え方にある」(金昌禄さん) という言及にわかるように、①と②は深くつながっているのである。個別の多様な加害・被害の根っこにはあの支配はそもそも何だったのかの認識差が潜んでいる。
- ・加害・被害の問題では多様な問題があり、軽重を論じることはできない。それでもことの重大さに比べてほとんど意識されてこなかった問題にジェノサイド、大量虐殺の問題がある。1919 年 3.1 運動時、1923 年関東大震災時の虐殺は戦闘中の行為ではない。いずれも平時に起きた国家テロ、刑事問題である。今日まで日本国家が何の調査もしないことは恥ずかしいことである。
- ・日本国家、日本の公共社会がああ支配は不当で不法な占領状態にすぎなかったと認めること、すべての加害・被害の事実を調査し明らかにし、正当な修復措置を取ることは和解に向けたスタート台を作ることになる。

和解をもたらすために

- ・上記①、②は、それをすれば和解がもたらされると勘違いをする人も多くいるが、当然為すべき最少条件にすぎないことを知らなければならない。設立の呼びかけ文の作成段階で「和解を成し遂げたい」と書かれた部分があったが、「和解を進めたい」に直された。
- ・真相調査も補償も名誉回復も教科書への記録も死者を蘇らせる力をもっていない。遺族への若干の

慰めや「諦めがついた」と言わせる一つの口実になるだけである。

・「慰安婦」問題などで見るように、国際的包囲網の迫る中での外交的配慮としてではなく、原点に戻り、一からやり直すことを求める。その力は広く日本の市民がきちんと歴史の勉強をすることにある。100 年ネットの「韓国併合」100 年歴史写真展は市民の学習に提供されたものである。そして、歴史を振り返ってみること(=反省)である。

・その上で個人としてできる具体的行動を实践する。たとえば、2010 年平和の通信使派遣運動は歴史を顧み、韓国の地へ行き、歴史の爪痕の地をめぐり、被害者と出会い、慰める旅として提供している。

・最後に、歴史を振り返ることは韓国人、朝鮮人、在日コリアンにも求められるのではないか。概ねナショナリズムが日本人よりも強いと感じる。でなければ、懐疑主義に陥っていたりする。「今更遅いよ」ということである。

・韓日・朝日国交正常化交渉に見るような無責任、無反省さ。朝鮮戦争前後の虐殺など数々の韓国・朝鮮国家による国家テロ、日本人拉致問題などはほんの一例にすぎない。自らの責任をまず果たすべきではなからうか。

・韓国のある運動団体でベトナム戦争時の韓国軍の虐殺を指摘して面喰ったことがある。「戦争中だからあり得たこと」というのである。

・この 100 年が過ぎれば、韓国・日本の人たちとともに、ベトナムを訪ねたい。韓国人も日本人もベトナムを入れて三角形になって向き合えば、もう少し歴史に謙虚になれるのではないか。

「韓国併合」100 年を控えて、日本の市民社会から発信する「信頼と希望創造のメッセージ」

「反省と和解のための市民宣言」

日本は、いわゆる「韓国併合条約」を強要し、1910 年 8 月 29 日から 35 年間、朝鮮半島を植民地としました。2010 年でちょうど 100 年の節目を迎えます。私たちは、日本に暮らす市民として、日本と朝鮮半島に暮らす人々がこの 100 年の歴史をふまえて、心からの和解を進め、人権と民主主義という人類の普遍的価値に基づき、東アジア、さらには世界に平和を実現することを希望し、以下のように宣言します。

『世界人権宣言』は「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義および平和の基礎である」と前文で謳い、第 1 条では「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とにおいて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」としています。また『日本国憲法』も「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたい」と明記しています。

植民地支配は無数の被害者を生み出しました。ところが、なすべき調査や謝罪および正当な補償がなされないまま、被害者が放置されてきたことは、上記の理念に照らしても、見過ごすことはできません。それこそが日本と朝鮮半島に暮らす人々の間で真の友好と信頼関係の構築を妨げてきたと考えます。こうした日本による植民地支配の罪責を省み、この歴史責任を果たさねばなりません。

私たちは、日本と朝鮮半島の 21 世紀を信頼と希望の世紀として創造するために、『世界人権宣言』および『日本国憲法』の理念に基づいて、各自「同胞の精神」をもって行動したいと考えます。

(2008 年 10 月 25 日 設立総会採択)

「行動提起」

私たち市民は、「反省と和解のための市民宣言」に基づき、以下の行動を提起します。

(※ この「行動綱領」は、<基本行動>と<具体行動>の 2 層構造となっています。<基本行動>が取り組みの目標や分野だとすれば、<具体行動>はそれを実現する個々の行動となります。どちらも「韓国併合」100 年市民ネットワークの会員に広く開かれたものです。各自、関心事に沿って、提起し実行することを書き加えていきます。)

(※ 以下、「韓国併合」100 年市民ネットワークは「100 年ネット」と略し、「反省と和解のための市民宣言」は「市民宣言」と略する)

<基本行動>

1. [市民宣言署名]

1-1 市民に対して、「100 年ネット」の「反省と和解の市民宣言運動」を理解し、これに参加するよう促す。そのため、「市民宣言」に署名することを訴えていく。

2. [市民の知る権利と知る責任]

2-1 [市民の知る権利と知る責任] 広く市民は、①1876 年の「江華島条約」、さらに、日清・日露戦争から、いわゆる「韓国併合」に至る歴史過程、また、②植民地支配の政治的・経済的・社会的・文化的実態および③戦後、植民地問題の処理の歴史過程における日本の歩みを正しく「知る権利」と「知る責任」があることに自覚的でなければならない。

2-2 [学習会、講演会] そのため、「100 年ネット」参加者が主催または支援して、①地域、学校、職域などにおける大小の学習会を開催する、②学習会へ講師を派遣する、③講演会、シンポジウム等を開催または支援する。

2-3 [歴史写真展] パネル展、写真展などを開催または支援する。

2-4 [顕彰] 植民地支配に反対し抵抗した人々を発掘して追悼・顕彰し、次世代にとって人生のモデルとなるよう広く知らせる。

3. [企業および社会団体への呼びかけ]

3-1 [社会団体へ訴える] 寺院・教会等宗教団体、新聞・雑誌等メディア、大学等教育機関、その他、社会の諸団体に対して、「100 年ネット」の運動を理解し、これに直接間接に参加するよう促す。そのため、「市民宣言文」または独自の類似した文書の採択を訴えていく。

3-2 [社会団体の責任] 寺院・教会等宗教団体、新聞・雑誌等メディア、大学等教育機関、その他、社会の諸団体の中で、戦争と植民地支配に積極的に協力・加担したことのある諸団体に対して、その実態を自主的に調査し、その結果を公表して、自らの過去について総括することを求めていく。

3-3 [企業の責任] 戦時下で朝鮮人労働者を雇用した企業に対して、その雇用実態の自主的な調査と必要な補償を促す。企業は、責任を真摯に受け止め、①強制連行、虐待などの不法行為が判明すれば、謝罪と補償をしなければならない、②未払い賃金は、物価変動を考慮した金額を当人または遺族へ支払いしなければならない、③日本で不慮の死を迎えた元労働者の遺体の所在を確認し、遺族の元へ送還しなければならない。上記の行動をさせるために、それを求める運動を展開または支援する。

4. [国および自治体への要求]

4-1[真相究明]日本政府および自治体に対して、植民地支配の徹底した実態調査を要求していく。

4-1-1 政府は 1995 年「村山談話」などによって植民地支配への反省を公式に表明し、1998 年「日韓共同宣言－21 世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ－」および 2002 年「日朝平壤宣言」でも、「植民地支配によって、韓国(朝鮮)の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明」と明記しているが、その「反省」および「お詫び」は実効性を伴っていない。政府は、一体どのような損害と苦痛を与えたかを明確にしなければならない。曖昧なまま闇に葬られた諸々の事実を精査し、権威ある報告書としてまとめ、世に広く知られるようにしなければならない。このため、官民共同の公正な「真相究明委員会」(仮称)の設置を求めていく。

4-1-2 自治体も地域で起きた諸々の事実を精査し、権威ある報告書としてまとめ、世に広く知られるようにしなければならない。

4-2[謝罪]日本政府に対して、上記「真相究明委員会」による調査の結果、被害者として判明し、かつ、国の責任が判明した場合は、本人または家族に対し、国としての謝罪と立法による補償を速やかに実施するよう求める。

4-3[歴史教育]日本政府と自治体に対して、上記 4-2 のような惨いことが二度と起きないよう、若い世代の歴史教育を充実化することを求める。

4-4[戦後の日韓・日朝関係の検証]戦後の日韓・日朝関係の検証を求める。

4-4-1 韓国内に残る「日韓条約」についての批判を正しく把握、認識する。そのために、①政府が所蔵する公文書、外交文書の公開を求める、②学者・研究者の協力を得て研究チームを発足させる。

4-4-2 「金大中事件」など、なお真相が闇に埋もれている戦後起きた問題の解明にも努める。そのために、政府が所蔵する公文書、外交文書の公開を求める。

4-5[外国人的人権、民族教育権]在日コリアンを始め、在日外国人の人権保障を求める。とりわけ高齢者や障害者の無年金問題の解決、民族教育権の確立に向け、努力する。

4-6[補償立法運動、裁判支援運動]被害者への謝罪と補償の立法化運動を進める。植民地支配下での労働者の徴用・強制連行、徴兵、いわゆる日本軍「慰安婦」の強要などに対する補償の実現を期す。これらのことは、「日韓条約」とは無関係に、日本国の意志として実現することのできるものである。そのため、①補償の立法化運動へ参加する、②戦時下補償裁判を支援する。

5. [交流および文化理解]

5-1[友好、交流]

5-1-1 日本人と在日コリアン、朝鮮半島に暮らす人々の間で、友好関係を進める。そのために、①在日コリアンの団体やグループとの協力・協調を図る、②在日コリアンが主催する諸行事へ積極的に参加し、支援する。

5-1-2 日本と朝鮮半島に暮らす人々の間で、相互理解を深めるため、相互訪問し、直接に交流することを勧める。そのため、歴史探訪の旅、修学旅行、市民団体の訪問および意見交換、ホームステイ等を勧める。さらに、ともに汗を流すような共同の企画を立て、実行するよう促す。

5-2[文化理解]

5-2-1 朝鮮半島の伝統文化、風習、現代文化を理解してもらうよう努める。語学、踊り、伝統楽器、茶道、演劇、その他の文化・芸術を体験できる場を提供していく。

5-2-2 朝鮮半島の人々に、日本の伝統文化、風習、現代文化を理解してもらうよう努める。語学、踊り、伝統楽器、茶道、演劇、その他の文化・芸術を体験できる場を提供していく。

* * *

自由論題報告

言論民主化運動としてのハンギョレ新聞創刊

森 類臣 (立命館大学コリア研究センター)

1988 年 5 月 15 日に創刊された『ハンギョレ新聞』は、ただ単にひとつの新しい新聞が創刊されたということの意味するわけではない。『ハンギョレ新聞』創刊は、韓国の民主化を要求する「運動」の延長線上にあった。『ハンギョレ新聞』創刊という現象の本質は、(1) 表現・報道の自由を求める政治的民主化運動 (政治的権利を獲得する運動) (2) 権力監視をせず、政権の庇護を求めて自己検閲を繰り返す企業メディア (Corporate Media) にアンチテーゼを突きつけ、健全なジャーナリズムを求めてメディア界の民主化を希求したメディア民主化運動 (3) 企業メディアの欠点から脱するため、「国民株主」を採用したオルタナティブ・メディア創出運動、というように分析できる。この点を理解するためには、メディアと民主化運動の相関関係をきちんと捉える必要がある。1970 年代の自由言論実践運動 (『東亜日報』の記者による「自由言論実践宣言」など) と 80 年代の民主抗争の一番大きい成果物の中のひとつが、『ハンギョレ』新聞の創刊であるという見方が基本的に正しいであろう。

『ハンギョレ新聞』創刊過程を理論的に検討すると、「組織化」(organization)、集合運動のための「動員化」(mobilization)、創刊結果としての「制度化」(institutionalization) というプロセスに分類できる。しかし、上記のような 3 つの性格 (政治的民主化運動、メディア民主化運動、オルタナティブ・メディア運動) が『ハンギョレ新聞』の核であり出発点である点が、同じ「新聞創刊」という現象を比較したときに際立つ『ハンギョレ新聞』の特色であろう。この点を明確にするために、『ハンギョレ新聞』とほぼ同時期にイギリスで創刊された『インディペンデント (The Independent)』(1986 年 10 月創刊、イギリスを代表するクオリティーペーパーのひとつ) と比較する。創刊するまでに辿った「組織化」「動員化」「制度化」というプロセス自体は、『ハンギョレ新聞』も『インディペンデント』も大きな違いはない。しかし、問題はその内容である。『ハンギョレ新聞』は、あくまでも運動の延長線上で創刊された。まず、『朝鮮日報』『東亜日報』など大手企業メディアから解雇された記者たちが東亜闘委、朝鮮闘委を組織し企業メディアと対峙し、さらには民主言論運動協議会が運動を展開する中で、『月刊マル (言葉)』を創刊し、新しい言論機関の創設を提起した。創刊メンバーを組織化する社会的土台および条件がすでに整っていたと指摘できよう。一方、『インディペンデント』は、当時のイギリス新聞界の保守主義に風穴をあけたという効果はあったものの、運動として創刊運動が行われたわけではなく、創業者であり、優秀な経済ジャーナリストの A.W. スミスが、新しい新聞創刊を考え、M. サイモンズら数人と奮闘したことが大きかった。また、資金面にしても、『ハンギョレ新聞』が創刊を準備するために、市民から広く募金に近い形で株を募

る「国民株」を採用したのに対し、『インディペンデント』は、ベンチャー・キャピタルを利用し、さらに大手リサーチ会社の支援を受けた徹底した市場調査および計画立案を行い、マーチャント・バンクからの信用を得て多額の融資を受けた。

『ハンギョレ新聞』の本質的性格を浮き彫りにするためには、民主化運動のプロセスを踏まえることは必須だが、同時に、「新聞創刊」という一つの現象を社会学的アプローチによって分析していくことが有効であると思われる。ただし、『インディペンデント』と比較する場合、その根拠をより明確にしなければならぬ。比較対象としては、市民社会がある程度達成されている英国よりも、当時の韓国と開発独裁という意味で共通点のあった台湾・ブラジルなどの新興新聞が、より比較の対象としてふさわしい可能性もある。この点については、論点を絞り込んだ上で分析することをこれからの研究課題としたい。

また、『ハンギョレ新聞』の総合的な研究を行う場合、創刊以降、特に金大中・盧武鉉政権期の『ハンギョレ新聞』の論調を分析することが重要なポイントになる。この点については、研究を現在進行中である。次回の学術大会で発表できるように準備を進めたい。

韓国の第 2 次ベトナム戦の派兵に関する研究—既存研究の検討を中心に

宋基栄(立命館大学大学院国際関係研究科)

はじめに

本報告は米・韓安保同盟体制の下で韓国の第 2 次ベトナム戦(以下、ベトナム戦)派兵と関連した既存の研究を検討した内容である。研究の発展のため、既存研究の不足した部分を補完する作業が必須であると考えられるため、本論では時期別を中心にした研究指向変化と既存研究の限界に対して分析する。このような分析を通じ、研究の発展に寄与することが目的である。

1. 研究傾向の変化

1990 年代以後、1 次資料に対する確保の可能性によって韓国の国内よりは国外の博士学位論文研究者等を中心に研究が進行されてきた。既存の研究傾向は時期別に区別される特徴を現わしている。それは特に資料の活用の側面とベトナム戦と関連した派兵決定及び、派兵過程での韓国政府の役割という側面に現れている。従って、ベトナム戦を主題にした博士学位論文と著作らを時期別に区分してみて代表的な研究を中心に各時期の研究傾向を整理してみる。

1) 第一の時期:ベトナム戦派兵の当時から 1980 年代末期までを含む。この時期の研究は資料活用と関連して 1 次資料の接近が制限的であった¹⁾。このような理由でベトナム戦と関連した著書と新聞報道内容、関連要人のインタビュー等を土台にした研究が中心であった。研究の内容は韓国のベトナム戦の派兵を米・韓同盟という軍事安保的側面に重点を置いて分析すると同時に当時の弱小同盟国としての韓国の地位に焦点を置いた。このような理由で派兵決定過程に関する韓国政府の役割は受動的であると描写された²⁾。

2) 第二の時期:1990 年代初期の研究で資料の活用と関連して本格的に米政府の文書のような 1 次資料を通じ、実証的な検討を試みた論文等が登場し始めた。派兵決定過程での韓国政府の役割にも以

前の研究の傾向とは違うように韓国政府の自発的な派兵意図が強調され始めた。そして派兵の理由と関連しても既存の軍事・安保的側面に重点を置いた説明ではなく、国内政治及び、経済問題等の多様な要素が派兵決定の原因であったのを強調した³⁾。

3) 第三の時期:1990 年代中期以後から 2000 年代中期までの研究は資料活用と関連して 1 次資料の活用と派兵過程で韓国政府が積極的に派兵を要請したことを強調している。韓国のベトナム戦派兵が韓国の積極的な意志の結果であることを強調すると同時にベトナム戦派兵を根本的に新重商主義 (Neo-Mercantilism) 政策の基調に基づいたと把握している。すなわち、ベトナム戦派兵は韓国の国益を考慮して韓国の政治指導者等によって選択され、韓国政府はベトナム戦に強制的に参加したことはないということである。

このように時期別に研究傾向の差がある理由は関連資料の獲得の可能性の増大によって新しい観点での接近が可能になったことを反映することであると考えられる。そして、派兵決定と関連しては韓国政府の意図が重要な役割をしたという点を強調する研究が登場しているという点の特徴であるといえる。

2. 既存研究の限界

1) 既存の研究は韓国のベトナム戦派兵決定の裏面に米国の圧力、安保不安の解消、経済的利益追求、朴正熙政権の国内政治に対する掌握等の多様な要因があったことを説明している。

2) 1 次資料に対する接近が可能になることにより、韓国軍の派兵問題を米国が議論し始めた時点から追加派兵要請の中断に至るまで、韓国軍の派兵問題と関連した米国の立場を理解することができるようになった。

3) 派兵と関連し、いかなる過程を通じて派兵が決定されたかを確認することができた。

4) 派兵を通じ、韓国の対米交渉力が相対的に強化され、韓国は強化された地位を活用しようとしたことが分かる。

しかし、このような既存研究の結果にもかかわらず、四つの限界点を指摘することができる。

1) 1990 年代以前の研究は関連資料の不足により、1965 年の戦闘兵力に対する派兵決定時の韓国の周辺状況に焦点を合わせて分析した。このような理由で韓国政府の積極的な派兵努力に対する分析が成り立たなかったという限界がある。

2) 韓国政府の積極的な派兵意志を認める以後の研究は初期の研究の限界を克服するのに寄与した。しかし、韓国政府の意図を経済的な側面に限定させて把握することにより、ベトナム戦派兵が米・韓安保同盟関係に及ぼした影響を見過ごす限界を抱えている。派兵の動機が経済的な側面に限定された場合、韓国は派兵初期から経済的な利益の優先と象徴的な水準の兵力の派遣ではなく、積極的に戦闘兵力の派兵を主張したかという疑問に答えることができない限界がある。

3) 既存の研究はベトナム戦派兵結果により、韓国は強化された対米交渉力を利用しようとしたという部分については同意している。しかし、兵力派兵が交渉地位の強化に連結されることに関しては説明が欠如されている。ベトナム戦に対する派兵の動機が安保に対する考慮、経済的利益の追求、国内政治的問題の解決と関連したことであり、米国の要求を受け入れることによって結果的に韓国の対米交渉力が強化されたというような図式としてはその答えを明らかにできない。そういう理由は駐韓米軍の

撤収等の安保弱化を憂慮して派兵した場合、駐韓米軍の一方的撤収の未実施に関する約束、部分的な韓国軍の現代化支援などが韓国の派兵と一対一で「補償、あるいは交換作用(trade-off)」をするため、派兵交渉の終了以後、追加的に韓国の交渉力が強化される理由がないということである。さらに、経済的な問題のために派兵した場合、韓国は派兵の代価で米国の物質的支援を約束受けたため、ベトナム戦争の遂行方式等、その他の分野と関連して韓国の主張が強化される理由がないことである。結局、韓国が追加派兵の協議過程の以後にもまた、ベトナム戦遂行戦略のような問題と関連しても持続的な主張ができたのは追加派兵を誘導するための米国の考慮のみでない他の論理が存在していたという事実に注目する必要があることである。

4) 派兵の結果で成り立った米国の支援と関連し、既存の研究は韓国が米国から物質的な支援を受けたという事実を強調して説明している。しかし、米国が物質的な支援に対しては応じたが、制度的な側面の変化要求の相互防衛条約の改正、作戦統制権問題、韓国軍の兵力水準の維持問題に対しては韓国の要求に応じなかったかに対しては注目しない。すなわち、米国の支援は一定の限界を設定してその枠の中で進行されたし、そういう支援は米国が想定する米韓安保同盟の本質的な目的と関連あるという重要な事実を見過ごしていることである。結局、派兵の結果で何かを勝ち取ったという側面にだけ集中する場合、韓国軍は米国の傭兵という主張に口実を提供する素地があり、米国の支援と関連ある派兵の代価以上の他の意味を明らかにすることができない制限点を抱えるようになることである。

おわりに

このような既存研究の問題部分を補完するため、米・韓安保同盟体制の転換に焦点を合わせて韓国のベトナム戦派兵を分析する。そして、韓国の派兵決定と関連して根本的原因(underlying causes)と触発原因(immediate causes)で分けて分析する⁴⁾。根本的原因は一方的支援・非支援の安保同盟体制を相互依存の安保同盟体制に転換させることによって対米依存を減少させようとするものであったと考えられる。このような体制転換が成り立つことにより、予想される援助の拡大、安保公約の強化、駐韓米軍の撤収留保などは派兵決定の触発原因に該当するというものであったと考えられる。

参考文献

- Princeton N. Lyman *Korea's Involvement in Vietnam*, *ORBIS*, vol. 12, no.2, (Summer 1968)
 Se-Jin, Kim, *South Korea's Involvement in Vietnam and Its Economic and Political Impact*, *Asian Survey*, vol.10, no.6, (June 1970)
 韓国外交通商部 「1960年代の韓国外交」(ソウル:韓国外交通商部 外交安保研究院、1971)
 上書 「韓国軍ベトナム派兵関係文献集」(ソウル:韓国外交通商部 亜州局、1973)
 上書 「韓国外交 30 年」(ソウル:韓国外交通商部 外交安保研究院、1979)
 カンソンハク 「シベリア横断列車と侍:日露戦争の外交と軍事戦略」(ソウル:高麗大学出版部、1999)
 李基琮 「韓国軍のベトナム派兵の決定要因と結果研究」(高麗大政治外交研究科博士学位論文、1991)

注)

¹⁾ 米国国立文書記録庁と大統領記念館の 1 次資料が活用されることができなかった時期に活用された資料および研究物では U.S. Senate, Hearings before the Sub Committee On U.S. Security Agreements and Commitments Abroad of the Committee on Foreign Relation, *United States Security Agreement and Commitment Abroad; Republic of Korea*, 91st Congress, 2nd Session, Part6(Washington: United States Governments Printing Office, 1970)以下 U.S. SACA; 東亜日報社 安保統一問題調査研究会(編)、「安

保統一基本資料集」(ソウル:東亜日報社、1971); 外交通商部、「60 年代の韓国外交」(ソウル:外交通商部、1971)

- 2) Princeton N. Lyman *Korea's Involvement in Vietnam*, *ORBIS*, vol. 12, no.2,(Summer 1968); Se-Jin, Kim, *South Korea's Involvement in Vietnam and Its Economic and Political Impact*, *Asian Survey*, vol.10, no.6, (June 1970)
- 3) 李基琮 「韓国軍のベトナム派兵の決定要因と結果研究」(高麗大政治外交研究科博士学位論文、1991)
- 4) 戦争の原因に対する説明と関連して根本的原因(underlying causes)は国家間の敵対感と緊張の長期的原因を意味して、触発原因(immediate causes)は実際に戦争の導火線になった懸案や危機を意味する。戦争の原因と関連、根本的な原因と触発原因に関する説明に関しては、カンソンハク 「シベリア横断列車と侍:日露戦争の外交と軍事戦略」(ソウル:高麗大学出版部、1999)、pp539-583

朝鮮半島をとりまく国際情勢と非核化の現状

李正勳(学習院大学東洋文化研究所)

1. はじめに

本報告の目的は、朝鮮半島の非核化問題について、その進展状況・特徴・展望を明らかにすることである。核問題は、長く続いてきた敵対関係を背景としており、度々起こる南北間の衝突もまたその延長線上にある。この未解決の課題が在り続ける限り、偶然の出来事もまた必然性を帯びることとなる。この報告では、敵対関係から生まれた核問題(核危機・非核化)について、今日の国際関係の変動と地域秩序再編の動きを中心に考察する。

2. 朝鮮半島非核化の現状

1993-94 年の核危機は、戦争の直前まで進んだが、最終的には米朝間の対話によって解消された。クリントン政権は、ウォーシミュレーションまで実施したものの、全面戦争にいたった場合勝算のなさに軍事手段を断念した。米朝対話は、枠組み合意として実り(1994.10)、朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)設立に至った(1995.3)。これは朝鮮半島非核化共同宣言(1992)に続く非核化の進展であった。しかし KEDO は失敗し、米朝正常化は滞っており、六者会談も進展のないままである。現状、北朝鮮は事実上の核兵器国であり、WMD のネットワーク化にも影響力を持っているとされ、非核化にはなお交渉と譲歩が予想される。

3. 六者会談以降の情勢

多国間の交渉は、米朝関係を基本とする。その米朝関係は、ブッシュ政権末期に逆戻りから急速に進展し、2008 年 6 月に経済制裁の一部解除、同 08 年 10 月にはテロ支援指定国家からの解除に至った。しかし、オバマ政権発足の前後にかけて中東情勢は混沌するなか(イスラエルのガザ空爆)、朝鮮半島情勢も緊迫化した。北朝鮮と中東との関係については不明な部分が多いが、イランとは核・ミサイルで緊密な関係にある。そのイランは、シリア・ハマスなどと軍事・外交などの面で強い連帯関係を持ち、北朝鮮-イランのコネクションは看過できない問題となってきた。二つの地域で緊張が高まるなか、2009 年 4 月の「銀河 2 号」発射、同 09 年 5 月の核実験、安保理での制裁決議採択などと対決ムード

は最高潮に至る。そのなか、8 月にはクリントン元大統領が訪朝し、金正日国防委員長と会談した。また 10 月にはリ・グン外務省局長とソン・キム特使が協議を行ったとされる。さらに 12 月には初代 KEDO 事務局長のボズワースが特使として訪朝し、大統領の親書を渡したとされる。その内容は明らかにされていないが、前のクリントン訪朝の延長線上にあると考えられる。

4. 世界の非核化と展望

混沌とする二つの地域情勢に対し、世界レベルの非核化は急進展を見せている。オバマ大統領は 2009 年 4 月、「核なき世界」を提唱し非核化のイニシアチブをとり、同 09 年 9 月には国連安保理で初の非核化のための首脳会談が開催され、「不拡散と非核化」のための決議案を満場一致で採択した。また 2010 年 4 月には核安保サミットが世界 47 カ国首脳の参加で開催された。さらに同 10 年 5 月には、イランのアフマディネジャド大統領が参加するなか、NPT レビュー会議が開催された。新 START 条約締結や米の核兵器数公表などもあって、非核化は急速に進む。さらにベールに包まれているイスラエルの核について、IAEA は正式に取り上げるとしており、まるで「聖域なき非核化」の状況となってきた。この状況からすれば、いずれの時期に北朝鮮もまた非核化交渉に参加する可能性が高く、同時に朝鮮半島の非核化もまた軌道に乗ると考えられる。ただし、常に多くの不安要素を抱えており、非核化のプロセス確立までには対立と更なる交渉が予想される。

沖縄返還と朝鮮半島出身者の法的地位問題

小林聡明(東京大学大学院総合文化研究科)

【報告の目的】

1972 年 5 月 15 日、沖縄の施政権は米国から日本に返還された。返還前後、沖縄には、どのくらいの朝鮮半島出身者が暮らしていたのだろうか。1970 年度版『国勢調査』は、その数を 143 人と記録している。だが、2002 年度および 2007 年度に公開された韓国外交文書によれば、実際には約 1000 人にのぼる朝鮮半島出身者が、沖縄に暮らしていたという。本報告は、彼ら・彼女らの法的地位と沖縄返還との関係について、韓国外務部の動きに着目して考察しようとする。

【問題の所在】

1952 年 4 月 28 日、「ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律」(法律第 126 号)は、1945 年 9 月 2 日以前から、同法律施行日まで引き続き日本に居住する朝鮮半島出身者(および、その間に出生した子)に対して、別途法律により在留資格および在留期間が決定されるまで、在留資格を有することなく、日本に在留できることを定めた。

続く 1965 年 6 月 22 日に締結された「在日韓国人の法的地位協定」は、「大韓民国国民」たる朝鮮半島出身者が、協定の発効日から 5 年以内に永住許可を申請した場合、日本に永住できる、いわゆる協定永住権の付与を謳っていた。同協定に基づく日本政府への永住申請は、1971 年 1 月 16 日をもって締め切られた。

このことは沖縄に居住する朝鮮半島出身者にとって重大な意味を持っていた。すなわち、1972 年 5

月の沖縄返還時、彼ら・彼女らは、すでに協定永住を申請できなくなっていたのである。沖縄に居住する朝鮮半島出身者の法的地位については、日韓間で問題にされず、忘れ去られていた。事実、法務省入国管理局のある参事官は、次のように述べていた。

「協定永住の問題は、日韓協定の締結の時から、沖縄は全く考慮されておらず、協定の内容にも触れていない。協定永住の申請期日が既に昨年(1971年)1月16日に終わっていることでもあり、沖縄在住の韓国人に改めて協定永住を認めることはない。(中略)復帰後、在留資格を取得した韓国人には一般永住を許可する方針である。」

韓国外務部は、たんに東アジアの安全保障という観点のみで、沖縄返還に注目していたわけではなかった¹⁾。沖縄返還が、沖縄在住朝鮮半島出身者の法的地位にどのような影響を与えるのか、領事業務の観点からも重大な関心を持っていたのである。それでは、韓国外務部は、沖縄返還によって浮上する朝鮮半島出身者の法的地位問題をどのように認識し、いかに対処したのか。本報告は、2002年度および2007年度に公開された韓国外交文書を用いて、このことを検討しようとするものである。

【報告の概要】

韓国外務部は、沖縄在住の朝鮮半島出身者が協定永住を申請できないことを強く憂慮し、積極的な外交活動・領事業務を展開した。当初、韓国外務部は永住権の取得を含む法的地位問題に重大な関心を寄せた。外務部員が、沖縄に出張し、領事業務にあたった。沖縄出張を通じて、韓国外務部は沖縄における在日朝鮮人総联合会(朝鮮総聯)の組織活動を警戒するようになった。これを受け、外務部による領事業務の目的は、法的地位問題の処理から、次第に大韓民国居留民団(民団)沖縄県本部の組織強化へ変化していった。その過程で、韓国外務部は、法的地位問題処理をめぐる日本政府の要請をすんなりと受け入れ、米国政府に対しても一定の配慮を見せた。なかでも、旅券を所持せずに米軍兵士の配偶者や米軍基地勤務者として沖縄にわたってきた「韓国人」に特例として韓国旅券を発給したことは、米国配慮の最たるものであった。

韓国外務部は、法的地位問題をめぐって日米政府に対して、ある意味で「遠慮」を見せた。それは法的地位問題よりも、民団強化を優先させ、北朝鮮に対して優位な立場を確保しようとするための韓国外交の戦略であったことを、本報告では明らかにした。

注)

1) 韓国が有した沖縄返還に対する安全保障上の関心については拙稿を参照。拙稿「韓国外交文書が暴く「核密約」の真相」『中央公論』2010年2月号、中央公論新社。

韓国在住韓国人における E 型ウイルス感染率に関する疫学的研究 — 在日日本人、コリアン、在中国中国人、コリアンとの比較 —

金 守良(神戸朝日病院)

我々は関西在住日本人、在日コリアン、在中国中国人、在中コリアンの E 型肝炎感染率(それぞれ

40 歳以上 300 名を対象として)が、6.0%(男 7.0%、女 5.2%)、14.3%(男 15.6%、女 13.4%)、47.7%(男 44.8%、女 49.7%)、50.7%(男 44.6%、女 55.3%)であることを明らかにした(第 11 回肝臓学会大会)。ただ、韓国人の E 型肝炎感染率はいまだ明らかではない。今回日本と中国を結ぶ missing link としての韓国人の E 型肝炎感染率を調べた。

【対象と方法】ソウル近郊韓国人 40 歳以上 300 名を対象として保存血清にて antigen-antibody-antigen Sandwich 法(高橋ら:肝臓 48;7:2007)により HEV 抗体を調べた。

【成績】韓国人の E 型肝炎感染率は 34%(102/300)、男 44.2%(50/113)、女 27.8%(52/187)であった。男女間に有意差を認め、在日日本人、コリアン、在中国中国人、コリアンとの差を認めた。年代別にみると 40~50 歳の男 24.4%(11/45)、女 16.2%(12/74)、50~60 歳の男 51.4%(19/37)、女 27.1%(19/70)、60~70 歳の男 64.3%(18/28)、女 47.6%(20/42)、70~80 歳の男 66.7%(2/3)、女 100%(1/1)であった。年代別に応じて高い感染率を認めた。

【考察】人畜共通感染症(Zoonosis)としての E 型肝炎感染は、三代らの疫学調査では日本では、東高(東日本 5.6%)、西低(西日本 1.8%)の陽性率であった。関西在住日日本人、コリアンの陽性率は東日本型として理解できる。ただ、在中国中国人、コリアンの陽性率の高さは zoonosis よりは衛生環境を反映した水系感染によるものと考えられる。韓国における陽性率の高さも zoonosis よりは水系感染を反映したものと考えられる。中国における E 型急性肝炎発症例の報告は不明であるが、韓国においては 2008 年 10 月現在数例に過ぎない。今後、genotype 解析を通しての感染経路、及び高い感染率と散発少数例数の解離について解明が課題である。

植民地期、朝鮮人科学者の動向と活動について

任正嫻(朝鮮大学校理工学部)

今年は朝鮮が日本の植民地となって 100 年に当たる節目の年である。日本の植民地支配とはいったい何だったのか、あらためて様々な角度から議論されるに違いないが、これまでどちらかといえば支配者側の政策面に重点が置かれ、被支配者である朝鮮人の主体的活動に関する考察は相対的に少なかった。ここでは、そのような問題意識から植民地期の朝鮮人科学者に焦点を合わせて、彼らの動向と活動について考察した。

植民地朝鮮における科学史には二つの側面がある。一つは日本科学史の一部として朝鮮半島地域で行われた日本人による展開で、具体的には朝鮮総督府の研究機関、日本の企業、そして京城帝大理工学部における活動などが含まれるだろう。もう一つは文字通り朝鮮科学史としての朝鮮人による展開であるが、その詳細を明らかにすることがここでの第一の課題となることはいうまでもない。ただし、朝鮮人のなかでも前者の枠内で活動した者も少なくなく、両者を完全に分けることは難しい。そこに植民地科学の特徴が顕著に表われることは十分に予想され、その考察も重要な課題として提起される。

いずれにしろ、その前提として植民地期に朝鮮人科学者はどれだけ輩出されたのかを把握しなければならない。ちなみに、ここでいう科学者とは一般的な意味で、大学で高等教育を受け、なんらかの形で科学技術研究に携わり、論文を発表したり、科学関係の解説記事を書いたりする人のことである。

1941 年に京城帝大に理工学部が設立されるまで朝鮮には理工系の大学はなく、多くは日本に留学

したが、1945 年まで日本の大学の理工系学部卒業者は約 200 名である。とくに、卒業生数が多いのは京都帝大 51 名と早稲田大 33 名である。また、専攻別では化学と応用化学を合わせて 44 名と一番多い。ちなみに物理学科卒業者は 20 名ほどであるが、1946 年に日本物理学会が創立された際、会員の中で帝大卒業生は 1477 名で、それとくらべるとあまりにも少数である。歴史が浅いこともあるが、やはり植民地支配の弊害といえるだろう。

学位取得者は京都帝大の李泰奎、李升基、朴哲在、東京帝大の金良瑕、大阪帝大の趙広河ら 5 人である。また、5 編以上の論文発表者は 11 名であるが、とくに李升基の 48 編、李泰奎の 37 編は、抜きこんでいる。大学勤務者は 5 名、研究機関勤務者は 8 名、専門学校教員は 20 名ほどである。実質的に科学者・技術者といえるのはこの人たちである。

次に、彼ら個々人の活動について詳しく見る必要があるが、現時点においてビナロンの発明者である李升基をのぞいてはあまり深く研究されていない。そこで、ここでは物理学者・都相禄をとりあげた。都相禄は東京帝大物理学科を卒業、松都高等普通学校、新京工大で教鞭をとりながら、量子力学に関する 3 編の論文を日本数学物理学会の英文学会誌である『日本数学物理学会記事』、『満州物理学会誌』に発表している。それらは、当時原子物理学分野の最先端の問題を取り扱ったもので、朝鮮物理学史において重要な位置を占めている。また、都相禄は雑誌『朝光』に「因果律の再吟味」という量子力学の本格的な解説を執筆しているが、これも現代物理学の内容を当時の人たちがどれだけ理解していたのかを知る貴重な文献といえる。さらに、都相禄は解放直後、京城帝大を京城大学へと自主再建するうえで理工学部長として主導的な役割を果たし、金日成総合大学創立時にも物理数学部長を務めるなど、朝鮮高等教育史においても重要な人物であることを強調しておきたい。すでに、述べたように科学者個々人に関する研究は、未だ不十分であり今後の重要な課題といえるだろう。

さて、ここまではおもに自然科学を念頭においたが、当然、社会科学を含めた学術活動全般についての考察も必要である。その代表的な事例として 1930 年代の科学運動、漢医学復興運動、朝鮮学の形成などがあるが、それらは次のようなものである。

科学運動は、「発明学会」と「科学知識普及会」によって主導された歴史的運動のことで、理念的には朝鮮の実情に適した技術を発明し、それに基づいて小資本・小規模工業を発展させ産業の独立を達成しようというものである。実践的には、雑誌『科学朝鮮』の発行、朝鮮人の手による発明の振興、科学知識の大衆化に力が注がれた。しかし、結果的には日本の戦時総動員体制に組み込まれ、やはり、植民地化の科学技術の限界を露呈している。

同じ 30 年代、科学運動とともに注目されるのが「漢医学復興運動」である。統治者の植民地政策によって衰退への道を余儀なくされた伝統的な漢医学（東医学）を復興させようとする運動であるが、単なる伝統文化の保護といった次元ではなく、実際に西洋医学の恩恵を受けることのない一般民衆の救済を目指した。とくに、1934 年には年間を通じて『朝鮮日報』紙上で東西医学論争が繰り広げられている。

最後に、朝鮮学の展開であるが、当時、日本帝国主義者の民族抹殺政策に反対して、民族の自我確立のための「朝鮮心」を鼓吹するために文一平、洪命憲、白南雲、安在鴻、鄭寅普らが精力的な活動を行った。とくに、彼らは朝鮮後期の学者たちの業績を発掘・整理して「実学」として高く評価し、今日の実学研究の礎をなしている。彼らの学術内容は朝鮮学と呼ばれたが、その全貌の解明は今後の課題である。

参考文献

任正焯編『朝鮮近代科学技術史研究』皓星社(2010)

李垠の外遊－欧州航路を渡った植民地の王族

李建志(県立広島大学人間文化学部)

李垠は、1907年に日本に留学し、その後1963年まで基本的には日本に滞在し続けた、朝鮮王朝最後の皇太子だ。その人となりを含めて、いままでさまざまな角度から伝記研究などがされてきたが、決して十分なものではないと筆者は考える。そこで今回は、李垠の1927年の欧州巡遊についての考察を通して、李垠を「20世紀初頭、朝鮮の知識人」ととらえることで、日韓関係に新しい光を当てることとした。そこから、最初の在日朝鮮人としての李垠が見えてくるに違いない。

この外遊はどのようなものだったのか。篠田治策『欧州巡遊随行日記』(大阪屋号書店、1928年、以下「篠田日記」)および『李王同妃殿下御渡欧日誌』(李王職か、1928年か、以下「渡欧日誌」)を参照した。

李王と方子は、篠田治策李王職次官、御用掛金応善大佐、李王附武官佐藤正三郎中佐、李王職典医高階虎治郎、御用掛三浦清子夫人、李王職囑託足立大一、侍女鏑木百の7名とともに、昭和2年(1927年)5月23日から翌年4月10日までの足かけ12ヶ月におよぶ欧州外遊に出かけた。行きは日本郵船の箱根丸で横浜港から出発、帰りは宮先丸を利用し、9日に神戸港で降りて、翌10日朝に寝台車で東京駅に着いている。

この旅行で一番注目されるのは、スウェーデン皇太子との会話の部分である。これは、先にも述べた『秘苑の花』でも大きく扱われている。おそらく、李垠がこの外遊について語って聞かせるとき、もっとも印象的な挿話だったのではないだろうか。それだけ、彼の記憶のなかでも重要度の高いものであった。実際、『秘苑の花－李王家秘史』(張赫宙著、世界社、1950年)では、スウェーデン皇太子は朝鮮を訪問したこともあり、李垠が日本の皇族ではなく朝鮮の王子であることをよく理解していたというのだ。

だとすれば、李王職としてはこの部分を記録するわけにいなかったのだろう。かくして、訪問国の元首あるいは元首代理たる立場の人間で唯一、このスウェーデン皇太子とのやりとりが、公式の記録であろうと思われる「渡欧日誌」から削除されたのではないか。逆にいえば、その他の国、その他の国の王や大統領などの元首たちは、彼の複雑な立場をまったく理解していなかったため、彼への歓迎で「君が代」が流され、日本についての話ばかりがされてしまうのだ。当然といえば当然だが、おそらくこのあたりから、李垠は自分の立ち位置について悩みはじめるのではないだろうか。それはすなわち、自分は日本皇族なのか朝鮮王族なのかという問いである。当時の「朝鮮人」のなかで、このような悩みを持った人間はほとんどおろま。日本という「異民族支配」を受ける被支配者としての私たち、というかたちで「近代的朝鮮人(国民?)」が形成されている以上、自分が彼ら＝支配者(日本人)ではないことは歴然としており、たとえば日本で生まれたとしても、囲い込まれた被支配者であることはちがいないからだ。おそらくは、戦後に「在日朝鮮人二世三世」と呼ばれるようになるひとびとが抱えこんだ問題を、李垠は先取りしていたといっているのではないか。

各研究会

特別講演会 2009 年 12 月 19 日 (土)**絡み合う 2 つのこと—40 数年を振り返って**

田中 宏(一橋大学 名誉教授)

1. アジア人留学生との出会い

1960 年代、アジア人留学生の仕事についてのが、その後の認識の原点となる。1963 年、千円札が聖徳太子から伊藤博文に変わった時、留学生から日本人の歴史認識が問われ、お札を使う在日コリアンの身にもなったらと指摘された。ベトナム戦争がつづく 1973 年、共産党の機関紙「赤旗」掲載の日本ベトナム友好協会のフランス語講習会の広告には「インドシナ 3 国で普及しているフランス語を学んでインドシナ人民と友好を」とあった。指摘したベトナム人留学生は、日本の左翼も地に落ちたものだと言いつつ放った。

もう一つの原点は、日本における外国人の処遇をめぐるもの。「日本人はシャイだから、字では外国人と書くが、内心では「害国人」と思っているのでは」と指摘したのも留学生だった。彼らが指紋を押した外国人登録証の常時携帯を義務付けられているのを知ったのも、留学生の仕事のなかだった。

2. 「大日本帝国」の膨張と収縮

「マンガ嫌韓流」には、在日のルーツは、貧しい朝鮮から豊かな日本への移住か、又は朝鮮戦争時の被災密入国者だったとある。しかし、在日朝鮮人数と在朝日本人数の推移を見ると、一貫して在朝日本人が大きく在日朝鮮人を上回っており、それが逆転したのはわずかに 1935 年のこと。戦前は内地在住者は参政権を有し、ハンゲル投票も可能であり、多民族国家だったということもできる。

戦後の占領改革の一つに国籍差別禁止指令があり、それを受けて厚生年金法の国籍条項が削除された。また、マッカーサー憲法草案には「外国人は、法の平等な保護を受ける」(16 条)とあったが、憲法では姿を消した。約 7 年の占領が解かれたのは 1952 年 4 月 28 日で、この日に在日コリアンは「日本国籍」を喪失した、と日本政府は宣告した。かつての同盟国ドイツ(西)は、1956 年の特別立法により在独オーストリア人(在日コリアンに相当)には国籍選択権を保障した。韓国で公開された日韓会談文書にある「在日韓僑の国籍に関する協定案」には国籍選択方式が含まれていた。

3. 「国籍条項」の復活と再削除

1952 年 4 月、名実ともに外国人とされた在日コリアンを待ちうけたのは、一方で外国人登録法に指紋が登場し、片や、戦傷病者戦没者遺族等援護法に国籍条項が登場し戦後補償から除外された。その後も、国民年金、児童手当など、ことごとく国籍条項によって差別された。納税義務は平等だが、社会保障では差別されたのである。

こうした自国民中心主義に一矢が放たれたのは、1975 年のベトナム難民の発生とサミットの発足だった。日本は、国連中心外交を唱えながら、人権条約は批准していなかった。国際人権規約、難民条約、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約など次々と批准せざるをえなかった。それに伴って、前述の国民年金、児童手当などの国籍条項が削除され、内外人平等が実現した。日韓条約の締結ではなく、人権条約批准によって是正されたことは皮肉である。

4. 1989 年という年

この年は、天皇の死、天安門事件、ベルリンの壁崩壊などがあり、入管法改正では日系人の特別受入れ、研修生という名の外国人労働者の受入れが進んだ。また、戦後補償の嚆矢となった中国人強制連行の花岡受難者連誼会が鹿島建設に 3 項目要求(謝罪、記念館建設、ひとり 500 万円の賠償)を提起したのもこの年だった。

戦後補償に関しては 1990 年夏のソウルでの会話を思い出す。太平洋戦争犠牲者遺族会の事務所を訪ね、会の活動について話を聞いた。1973 年に会が出来たが、対日要求の行動を起こそうとすると、きまって幹部がKCIA(中央情報部)に呼び出され、動きがとれなかった。行動が可能になったのは「民主化宣言」(1987)以降ですと。

私にとってのもう一つの戦後補償問題は、大島渚「忘れられた皇軍」(1963)に登場する「在日」の戦傷軍属のケース。日本の戦争犠牲者援護立法の国籍条項によって、在日コリアンはその対象外とされた。そこから逆に、日本人対象の戦後補償の全体像を知るに至り、戦後補償の内外格差を発見することとなった。中国人強制連行をめぐるのは、東京高裁の和解勧告によって花岡受難者と鹿島との間で和解が成立した。原告だけでなく、花岡に連行された 986 人の全体解決という先例が生まれた。その後、同じ方式で西松建設と広島安野発電所の 360 人についても同様の和解が成立。

5. ブラジル学校の登場、地方参政権の開放

外国人学校といえば、従来は朝鮮学校が中心だったが、今やそれを上回るブラジル学校などニューカマーの学校が生まれている。日本では教育基本法の全面改正の成立など教育改革論議が盛んだが、「愛国心」は説かれても、外国人の子どもの学習権をどう保障するかという観点はみられなかった。2005 年、神戸で外国人学校が一堂に会する「多民族共生教育フォーラム」が初めて開かれた。その後「外国人学校の制度的保障を実現するネットワーク」が発足し、外国人学校振興法案をまとめた。

定住外国人に地方参政権を開放することもなかなか実現しない。韓国が 2005 年に実現した(06 年に初の投票)ことによって、OECD 加盟 30 ヶ国でまったく認めていないのは日本だけ。日本では 1998 年に法案が国会に提出されて以来、廃案、再提出を繰り返している。その間に、法案の内容は、直接請求権、民生委員などの就任資格は認めない、朝鮮籍は除外、相互主義の採用など徐々に後退しているのが現実。

40 数年を振り返ると、「千円札の伊藤博文」が示す歴史認識の問題と「外国人は“害国人”ですか」が指摘した外国人差別の問題とが絡み合ってきたことに集約されよう。

* * *

第 36 回科学技術研究会 2009 年 12 月 19 日(土)**極微の世界を探る素粒子物理実験の紹介**

李栄篤(大阪大学理学研究科物理学専攻山中研究室)

1930 年代初頭、電荷が逆であることを除けばその他の性質は通常の粒子となんら変わらない反粒子が発見された。しかし、我々の周りにはたくさんの粒子から成る”物質”は存在するが、反粒子から作られる”反物質”は存在しない。このように、なぜこの宇宙には物質だけが残り反物質が消えたのか、という謎は宇宙論の大きな問題となり続けている。

この謎を解く鍵となるのが素粒子現象に見られる”CP対称性の破れ”である。この現象のメカニズムは、昨年のノーベル物理学賞が送られた小林・益川の両氏による”小林益川理論”によって理解されている。しかし、この理論から予言されるCPの破れだけでは、現在の物質優勢の宇宙は作る事ができず、未知のメカニズムがあると考えられている。

このような背景のもと、長寿命の中性K中間子が一つの π 中間子と二つのニュートリノに崩壊する事象” $KL \rightarrow \pi^0 \nu \bar{\nu}$ ”を探索する実験:KOTO実験を行っている。この事象はCPを破っており、小林益川理論が説明するCPの破れの大きさを測定するのに適した反応となっている。そのため、理論の検証が行えるだけでなく、もしCPを破る未知のメカニズムがあれば、理論の予言と異なる結果を与えるため、新たな物理を探ることができる。

しかし、300 億回の崩壊で一回だけ起こると予想される非常に稀な反応であること、また、終状態が全て中性の粒子であること、などの理由から、これまでのどの実験においても未だ発見されていない反応であり、とてもチャレンジングな実験が要求される。

KOTO実験で要となる検出器は、 π 中間子が崩壊してできる二つの光子を捕らえる電磁カロリメータである。この電磁カロリメータには長さ 50cm、2.5cm角と 5cm角の二種類の大きさのCsI結晶を用いるが、総数約 2700 本ある。2010 年 4 月に本実験を行うJ-PARC(大強度陽子加速器施設@茨城県東海村)・原子核素粒子実験施設において、CsI結晶を積み上げて電磁カロリメータを建設する予定であるが、そのためにそれぞれの結晶の光量、一様性などの特性を測定する必要があり、現在、線源を用いたCsI結晶の測定を行っている。

本発表では、KOTO実験の背景である現在の素粒子物理の状況とともに、KOTO実験の準備状況を報告する。特に、電磁カロリメータに用いるCsI結晶の測定について、詳しく説明する。

第 37 回科学技術研究会 2010 年 2 月 13 日(土)**集学的癌治療への光癌治療製剤の開発**

姜舜徹(京都大学物質-細胞統合システム拠点研究員)

光線力学的治療 Photodynamic therapy (PDT)は、腫瘍親和性の高い光感受性物質(光増感剤)とレーザー光照射の併用による、光化学反応を利用する癌の特異的局所治療法として注目されている。その機構は、癌親和性光増感剤を癌細胞に取り込ませ、光増感剤をレーザー照射することで、活性酸素である一重項酸素を生成させ、癌細胞を死滅させるというものである。

現在、PDTにおいて臨床応用されている光増感剤の多くは、ポルフィリン系増感剤である。ポルフィリン系増感剤は、腫瘍親和性が高く、光化学反応により生成する一重項酸素の生成効率が比較的高いことから、広く用いられている。しかしながら、臨床応用がなされているとはいえ、まだ数多くの問題が残されている。第一に、レーザー光は生体中の減衰が大きいため、深部の癌組織まで到達しにくく、治療上その深達度にはまだ限界がある。第二に、光増感剤投与による副作用としての光線過敏症も、患者の大きな負担となっている。したがって、これらの問題点の解決が医療現場では強く求められている。

前者の問題に関しては、現在用いられている増感剤の吸収波長が、最長で 690 nm程度であり、より生体組織透過性の高い 700–1000 nmの光を吸収することのできる増感剤の開発がもてめられている。また光線過敏症の副作用に関しては、より腫瘍選択性が高く、正常組織からの排泄が速やかな新規増感剤の開発、ならびに癌組織特異的に光増感剤をデリバリーするDrugdelivery system (DDS)の開発が強く望まれている。

本研究では、上記の問題を解決することを目指し、深部治療に対応した副作用のない、新たな癌治療法の開発を目的としている。

第 38 回科学技術研究会 2010 年 4 月 17 日(土)

Ultrafast Electron and Hole Dynamics in Semiconductor Quantum Dots

金賢得(京都大学大学院理学研究科化学専攻)

State-of-the-art time domain density functional theory and non-adiabatic (NA) molecular dynamic simulations are used to study phonon-induced relaxation of photoexcited electrons and holes in Ge and Si quantum dots (QDs). The relaxation competes with productive processes and causes energy and voltage losses in QD solar cells. The *ab initio* calculations show that quantum confinement makes the electron and hole density of states (DOS) more symmetric in Si and Ge QDs compared to bulk. Surprisingly, in spite of the symmetric DOS, the electron and hole relaxations are quite asymmetric: the electrons decay faster than the holes. The asymmetry arises due to stronger NA coupling in the conduction band (CB) than in the valence band (VB). The stronger NA coupling of the electrons compared to the holes is rationalized by the larger contribution of the high-frequency Ge–H and Si–H surface passivating bonds to the CB relative to the VB. Linear relationships between the electron

and hole relaxation rates and the CB and VB DOS are found in agreement with Fermi's golden rule. The faster relaxation of the electrons compared to the holes in the Ge and Si QDs is unexpected and is in contrast with the corresponding dynamics in the majority of binary QDs, such as CdSe. It suggests that Auger processes will transfer energy from holes to electrons rather than in the opposite direction as in CdSe, and that a larger fraction of the photoexcitation energy will be transferred to phonons coupled with electrons rather than holes. The difference in the phonon-induced electron and hole decay rates is larger in Ge than Si, indicating that the Auger processes should be particularly important in Ge QDs. The simulations provide direct evidence that the high-frequency ligand modes on the QD surface play a pivotal role in the electron-phonon relaxation dynamics of semiconductor QDs.

参考文献

Kim Hyeon-Deuk, Angeline B. Madrid and Oleg V. Prezhdo, *Dalton Trans.* (2009) 10069

第 39 回科学技術研究会 2010 年 6 月 12 日(土)

波動関数の数値計算と図示によるトンネル効果に関する研究

任正赫(朝鮮大学校理工学部)

量子力学におけるパソコン活用の利点は、シュレディンガー方程式の数値計算を手軽に行えること、波動関数を図示することによって、古典的な波動現象との対比、および視覚的效果により内容の直感的理解が可能となることである。さらに、それによってパソコンは量子力学をより厳密に展開し、実際問題を解くための有効な手段となる。

ここでは、その利点を活用して量子力学の典型的な現象として知られるトンネル効果について考察する。まず、1 次元箱型ポテンシャル障壁のトンネル効果における波動関数の図示の方法を提示する。そして、これまでは波動関数の位相の任意性についてまったく考慮されておらず、教科書などでも誤った説明がなされていることを指摘する。

次に、その応用として二重箱型ポテンシャルの共鳴現象の要因を明らかにするとともに、任意のポテンシャル障壁に対する透過率の数値計算方法を提示する。

これまで任意のポテンシャル障壁に対する透過率の計算は WKB 近似を用いてきた。そこでは、接続公式が重要になるが、その導出においても多くの教科書で誤った記述が見られる。ここでは、その導出過程を詳細に検討して正しい接続公式を求め、改めてそれによる透過率の公式を提示する。そして、三角ポテンシャル障壁を例とした数値計算との比較検討を行なう。

日本支部第 3 回理事会及び第 14 回総会 報告

2010 年 6 月 13 日学術大会当日の 12 時より、第 3 回理事会が開催され、2009 年度事業報告・決算と 2010 年度事業計画案・予算案について討議された。

2010 年度は学会創立 20 周年であり、節目の年に当たる。その記念事業として 2006 年度から取り組んできた『在日コリアン辞典』の編集が最終校正の段階に入っており、今年度秋に発刊される予定である。これを記念して、学会創立 20 周年記念行事として 11 月 27 日に出版記念シンポジウムを開催する予定であることが報告された。この事業を通して、学会活動の広報に努め、飛躍的な会員拡大を図っていくことが重要であるとの認識で一致した。

また、今年度、従来の研究会の再編について説明があった。具体的には、西日本研究会と東日本研究会を統合して「人文社会研究部会」とし、科学技術研究会を「科学技術研究部会」とする。この 2 つの研究会を通じて、主に若手研究者の研究活動を支援していく。特別講演会は従来の通り適時開催される。

理事会終了後、第 14 回総会が開催され、上記の通り 2009 年度事業報告・決算と 2010 年度事業計画案・予算案が報告され、承認された。

お知らせ

国際高麗学会日本支部創設 20 周年 『在日コリアン辞典』出版を祝う会

日 時 : 2010 年 11 月 27 日(土) 午後 1 時(12:30 受付開始)

会 場 : ホテルアウイーナ大阪 葛城の間

〒543-0031 大阪市天王寺区石ヶ辻町 19 番 12 号

TEL:06-6772-1441 FAX:06-6772-1095

参加費 : 1 万円(書籍代込み)

申込み : 日本支部事務局までメールまたは電話・FAX でお申し込みください。

E-mail isksj@ams.odn.ne.jp

TEL 06-6763-2684 FAX 06-6763-5080

スケジュール:

- | | | |
|-------|-------|---|
| 13:00 | 第 1 部 | 記念講演 野村 進(ノンフィクション作家、拓殖大学教授)
記念シンポジウム「韓国併合 100 年と在日コリアン」
野村 進 朴正鎮(ソウル大学校日本研究所)
文京洙(立命館大学) 外村 大(東京大学) 高正子(神戸大学) |
| 15:30 | 第 2 部 | 記念パーティー |

会員の皆様の積極的なご参加をお待ちしております。
